

宇部市中小企業者等原油価格高騰緊急経済対策補助金 募集要領

<申請受付期間>

令和4年8月22日（月）～ 令和4年10月31日（月）

※当日消印有効

<受付・問合せ先>

宇部市 産業経済部 商工振興課

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8360

1 趣旨

原油価格の高騰による影響を考慮し、事業活動において多量の燃料油を使用する宇部市内に事業所を有する中小企業者等を支援することを目的として、宇部市中小企業者等原油価格高騰緊急経済対策補助金を交付します。

2 補助対象者

以下の（１）～（４）のすべての項目を満たす者とします。

（１）次のいずれかに該当する宇部市内に事業所を有する者

ア 中小企業基本法第２条に規定する中小企業者

※中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは、資本金の額・常時使用する従業員数が下記の表に示す企業又は個人である。

主たる事業の業種	資本金の額・常時使用する従業員（いずれかを満たすこと）
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	３億円以下 または ３００人以下
② 卸売業	１億円以下 または １００人以下
③ サービス業	５千万円以下 または １００人以下
④ 小売業	５千万円以下 または ５０人以下

イ 医療法人又は社会福祉法人であって、常時使用する従業員の数が３００人以下であること

ウ 企業組合、協業組合、農事組合法人（協同組合等に該当するものを除く）、一般社団法人、一般財団法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること

エ 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第５条に規定される３４事業）を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人であって常時使用する従業員の数が３００人以下であること

（２）申請時点において市内で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること。

（３）燃料油（ガソリン・軽油・重油・灯油）の消費量が多い事業用の機器・設備を有すること（リース・レンタルを含む）。

（４）算出した補助対象経費（下記３ 補助金額等を参照）が１０万円以上であること。

【補助の対象とならない者】

ア 公共交通事業者（山口県公共交通事業継続総合支援補助金交付要綱第３条に規定する補助対象者）

例：路線バス、高速バス、乗り合いタクシー、貸し切りバス、個人タクシー、介護タクシー、送迎バス

イ 対象月の燃料油（ガソリン・軽油・重油・灯油）の購入で、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

ウ 宇部市税を滞納している者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

キ 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠

いている者

ク その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3 補助金額等

(1) 補助対象経費

ア) 対 象 月：令和4年1月から7月までの任意の連続する2か月

イ) 燃料価格上昇額：ガソリン35円、軽油35円、重油35円、灯油32円

ウ) 算 出 方 法：【宇部市内の事業所で使用した燃料油（ガソリン・軽油・重油・灯油）の種別ごとの
対象月における購入量（ℓ）】×【燃料価格上昇額】

※燃料油を原材料として使用したものと及び他者への販売を目的として購入したものは補助対象経費となりません。

※宇部市内に複数の事業所がある場合は、宇部市内の事業所の購入量を合算できるものとします
(宇部市外の事業所の購入量については、対象外です)。

(2) 補助金額

ア) 補 助 限 度 額：40万円 ※千円未満切り捨て

イ) 補 助 回 数：1回（同一の中小企業者等による複数回の申請は出来ません）

※法人の場合は法人単位の申請とし、法人全体で1回限り申請出来るものとします。

ウ) 算 出 方 法：補助対象経費×1/2（補助率）

<補助対象経費及び補助金額の計算の例>

○対象月：令和4年4月・5月（例）

○購入量：（4月）ガソリン1,000ℓ、重油350ℓ

（5月）ガソリン2,000ℓ、重油350ℓ

・4月分：1,000ℓ × ガソリン35円 = 35,000円

350ℓ × 重油35円 = 12,250円

4月分計：47,250円

・5月分：2,000ℓ × ガソリン35円 = 70,000円

350ℓ × 重油35円 = 12,250円

5月分計：82,250円

★補助対象経費（10万円以上が交付要件）

・4月分47,250円+5月分82,250円=129,500円 ≥ 100,000円

★補助金額（上限40万円 ※千円未満切り捨て）

・129,500円×1/2=64,750円 ⇒ 64,000円

4 提出書類

※申請書兼請求書は、市ウェブサイト、商工振興課で入手できます。

(1) 宇部市中小企業者等原油価格高騰緊急経済対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し（A4用紙）

※購入日、購入した油種と数量、支払金額が記載されたもの

- (3) 燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等の保有状況を示す写真（A4用紙）
- (4) 履歴事項全部証明書（法人の場合）（※発行日から3月以内のもの）
- (5) 本人確認書類の写し（個人の場合）
- (6) 直近の受付済確定申告書類の写し ※開業間もない場合は開業届の写し等事業実態が確認できる書類
 確定申告書別表一（法人の場合）
 確定申告書B第一表（個人の場合）
- (7) 宇部市税に滞納がないことの証明書（※発行日から3月以内のもの）

＜提出書類（2）補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し（A4用紙）の提出方法＞

- ・補助対象経費の内容（購入日、購入した油種と数量、支払金額）が記載された書類の写しを提出すること（領収書、クレジットカード売上票・利用明細書などで申請者名の記載があるもの）。
- ・提出については、「**対象月**」、「**燃料油の種別**」別に提出すること。

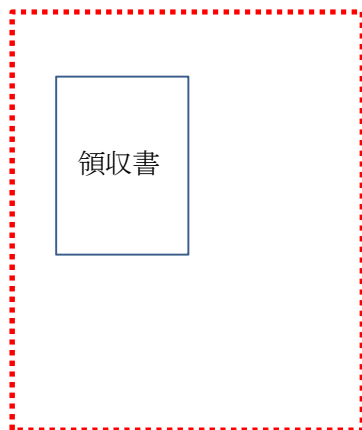
例：令和4年1月のガソリン代、令和4年2月のガソリン代、令和4年2月の軽油代を申請する場合は用紙を別にして提出（A4用紙3枚）

※支払い方法ごとの、添付書類のイメージは下記を参照してください。

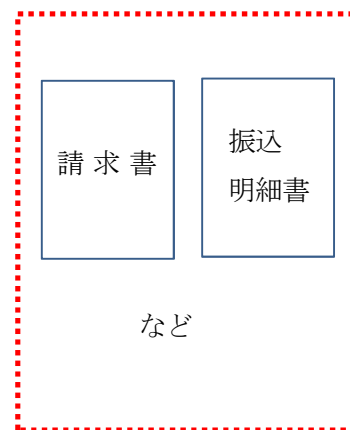
（口座振込等の場合であっても、補助対象経費の内容が確認できる領収書がある場合は、例1のように領収書の写しでも可）

【イメージ】

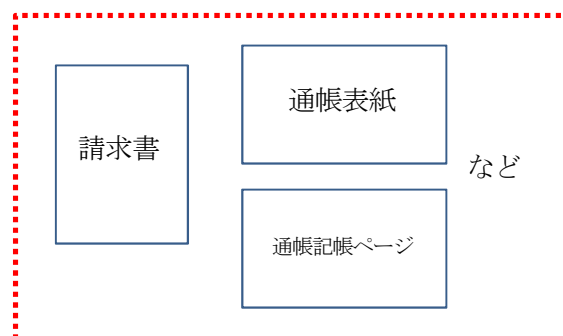
例1：領収書がある場合



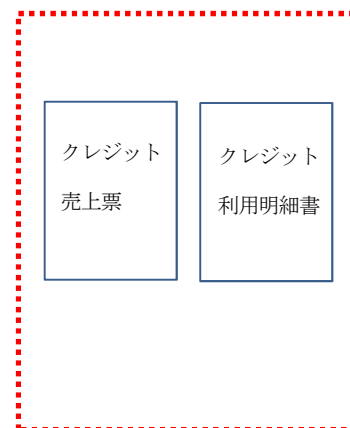
例2：口座振込の場合



例3：口座振替の場合



例4：カード払いの場合



※補助対象経費の総額が80万円を超える場合は、80万円を超えた部分について、添付不要

＜提出書類（3）燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等の保有状況を示す写真（A4用紙）の提出方法＞
交付申請書「4」に記載した、機器・設備等の保有を証する書類として、下記のように、
主要な機器・設備等の種別の写真を提出すること。

【重要】

- ・一つの機器・設備等の種別につき、2枚の写真（機器・設備等の「近接写真」及び駐車・保管・設置等がわかる「外観写真」各1枚）を提出すること。
- ・複数の機器・設備等の種別を有する場合は、燃油使用量が上位2位の種別について提出すること。
（一種別につき「近接写真」及び「外観写真」各1枚、2種別で計4枚）

※近接写真は、機器・設備等が容易に把握できるよう撮影のこと。同一種別を複数有している場合は、なるべく多く収まるように撮影すること。

※外観写真は、「Google マップ」等で場所が特定しやすいよう建物や風景を含めて撮影のこと。

【写真イメージ】

(例) トラックとボイラーを有している場合

機器・設備等の「近接写真」及び駐車・保管・設置等がわかる「外観写真」各1枚を貼付

トラック「近接写真」の例



トラック「外観写真」の例



ボイラー「近接写真」の例



ボイラー「外観写真」の例



※提出された写真で、所有が十分に確認できない場合は、追加の書類提出を求めたり、現地調査を行う場合があります。

5 申請受付期間

令和4年8月22日（月）から令和4年10月31日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）とします。

6 申請方法

電子申請又は郵送により申請してください。

(1) 電子申請

うべ電子申請サービスから、必要事項を入力いただき、必要書類を添付して申請してください。

https://s-kantan.jp/ube-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4214

(2) 郵送申請

提出書類を下記宛先へ郵送してください。

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市商工振興課



7 審査

申請書の記載内容、添付書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、指定の口座への振込を行います。

※審査終了後、補助金を指定の金融機関の口座へ振り込みます（申請から2週間程度）。

※補助金の交付決定の通知は、口座振込による通帳記載に代えさせていただきます。

※申請内容が補助金を交付することが適当でないと認められるときは不交付決定通知書を送付します。不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用等につきましては、申請者の負担となりますのでご了承ください。

8 留意事項（必ずお読みください）

- (1) 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を求めます。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければなりません。
- (2) 申請内容に不備があり宇部市が指定した期限までに不備を解消できない場合には、申請を取り下げたものとみなします。
- (3) 本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

9 問合せ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 産業経済部 商工振興課

TEL 0836-34-8360 FAX 0836-22-6013

メールアドレス syokou@city.ube.yamaguchi.jp